

# 議 会 運 営 委 員 会

令和 6 年 6 月 10 日 (月)

午前 10 時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委 員〕柳楽委員長、永見副委員長、

肥後委員、村木委員、大谷委員、三浦委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、小林財政課長、森井総務管理係長

〔事務局〕下間局長、松井次長、大下庶務係長、久保田書記

## 議 題

### 1 令和 6 年 6 月浜田市議会定例会議について

#### (1) 付議事件及び付託案について

資料 1-1、1-2

・ 請願文書表 (案)

資料 1-3

#### (2) 議会提出議案について

ア 発議第 4 号 地方財政の充実・強化に関する意見書について

資料 1-4

#### (3) 会議予定について

資料 1-5

#### (4) その他

### 2 令和 6 年 6 月浜田市議会定例会議 陳情付託先等の確認について

資料 2

### 3 浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の改正について

資料 3

### 4 浜田市議会政務活動費の交付に関する規則の改正について

資料 4

### 5 浜田市特別職報酬等審議会の答申結果を受けての政務活動費の見直し

について

資料 5-1、5-2

### 6 予算決算委員会での質疑について

資料 6

### 7 オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

資料 7

### 8 その他

#### (1) 令和 7 年度議員改選に向けた議員定数に係る協議について

資料 8

## 令和 6 年 6 月 浜田市議会定例会議 付議事件

## 議案等 (12 件)

〔条例関係 7 件、工事請負契約の締結 1 件、新たに生じた土地の確認 1 件、町の区域の変更 1 件、市道路線の認定 1 件、補正予算 1 件〕

- 議案第 36 号 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 37 号 浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 38 号 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 39 号 浜田市スポーツ推進審議会条例及び浜田市資料館運営協議会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 41 号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 浜田市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 工事請負契約の締結について（市道日脚治和線（周布橋）橋梁上部工事）
- 議案第 44 号 新たに生じた土地の確認について（原井町 3025 番の地先の公有水面埋立地）
- 議案第 45 号 町の区域の変更について（原井町 3025 番の地先の公有水面埋立地）
- 議案第 46 号 市道路線の認定について（国府 258 号線）
- 議案第 47 号 令和 6 年度浜田市一般会計補正予算（第 2 号）

## 報告 (10 件)

- 報告第 4 号 専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その 2）の変更契約）
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）新設橋梁下部工事の変更契約）

- 報告第 7 号 専決処分の報告について（令和 5 年度浜田市一般会計補正予算（第 11 号））
- 報告第 8 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 9 号 令和 5 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 10 号 令和 5 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 11 号 令和 5 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 12 号 放棄した市の私債権の報告について（一般会計）
- 報告第 13 号 放棄した市の私債権の報告について（水道事業会計）

## 令和6年6月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

## 【市長提出議案の付託件数内訳】

総務文教委員会 3件、福祉環境委員会 2件、産業建設委員会 3件、  
 予算決算委員会 1件  
 ※即決…3件

## 市長提出議案等（議案12件）

| 議案等番号  | 件 名                                         | 付託先等               |
|--------|---------------------------------------------|--------------------|
| 議案第36号 | 浜田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について   | 福祉環境委員会            |
| 議案第37号 | 浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例について                | 委員会付託省略<br>6月24日即決 |
| 議案第38号 | 浜田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について            | 総務文教委員会            |
| 議案第39号 | 浜田市スポーツ推進審議会条例及び浜田市資料館運営協議会条例の一部を改正する条例について | 委員会付託省略<br>6月24日即決 |
| 議案第40号 | 浜田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について   | 福祉環境委員会            |
| 議案第41号 | 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について                   | 産業建設委員会            |
| 議案第42号 | 浜田市公共下水道条例の一部を改正する条例について                    | 委員会付託省略<br>6月24日即決 |
| 議案第43号 | 工事請負契約の締結について（市道日脚治和線（周布橋）橋梁上部工事）           | 産業建設委員会            |
| 議案第44号 | 新たに生じた土地の確認について（原井町3025番の地先の公有水面埋立地）        | 総務文教委員会            |
| 議案第45号 | 町の区域の変更について（原井町3025番の地先の公有水面埋立地）            | 〃                  |
| 議案第46号 | 市道路線の認定について（国府258号線）                        | 産業建設委員会            |
| 議案第47号 | 令和6年度浜田市一般会計補正予算（第2号）                       | 予算決算委員会            |

## 請願（3件）

| 議案等番号  | 件 名                                                  | 付託先等    |
|--------|------------------------------------------------------|---------|
| 請願第10号 | 治和町3-1町内住民利用の主要道路の整備促進に関する請願について                     | 産業建設委員会 |
| 請願第11号 | 学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について                               | 総務文教委員会 |
| 請願第12号 | 訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について | 福祉環境委員会 |

※請願第8号「郷土資料館の建設場所検討に関する請願について」は、継続審査（付託先：総務文教委員会）

意見書（1件）

| 発議等番号     | 件 名                   |
|-----------|-----------------------|
| 発 議 第 4 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書について |

市長報告事件（10件）

| 報告等番号  | 件 名                                         |
|--------|---------------------------------------------|
| 報告第4号  | 専決処分の報告について（浜田市税条例の一部を改正する条例）               |
| 報告第5号  | 専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）既設橋梁撤去工事（その2）の変更契約） |
| 報告第6号  | 専決処分の報告について（市道日脚治和線（周布橋）新設橋梁下部工事の変更契約）      |
| 報告第7号  | 専決処分の報告について（令和5年度浜田市一般会計補正予算（第11号））         |
| 報告第8号  | 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）                   |
| 報告第9号  | 令和5年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について               |
| 報告第10号 | 令和5年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について                |
| 報告第11号 | 令和5年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について             |
| 報告第12号 | 放棄した市の私債権の報告について（一般会計）                      |
| 報告第13号 | 放棄した市の私債権の報告について（水道事業会計）                    |

議会報告事件（4件） 定例会議初日（6月17日報告予定）

|          |                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| 意見書処理報告書 | （令和6年3月浜田市議会定例会議議決分）<br>発議第2号<br>厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について |
| 議員派遣報告書  | （4/26）令和6年石見四市議会議長会（春季）                                     |
|          | （5/11～5/29）地域井戸端会～皆さんの声を伺います～                               |
|          | （6/11）令和6年度第1回浜田市議会議員研修会                                    |

令和6年6月浜田市議会定例会議

## 請 願 文 書 表

| 受理<br>番号 | 件 名                                        | 請 願 者                                                    | 紹介議員           | 受理<br>年月日 |
|----------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------|-----------|
| 10       | 治和町 3-1 町内住民利用<br>の主要道路の整備促進に<br>関する請願について | 治和町 3-1 町内会<br>浜田市治和町<br>会長 牛尾 修二<br>関係道路利用住民代表 有田<br>憲二 | 芦谷 英夫<br>肥後 孝俊 | R6. 5. 22 |
| 付託委員会    |                                            | 審査経過（委員会）                                                | 審議結果（本会議）      | 結果<br>年月日 |
| 産業建設委員会  |                                            |                                                          |                |           |

## 【請願の趣旨】

## 1 願意

幹線道路「県道美川周布線」から治和川沿いに谷あいに入っていく市道周布 55 号線、通称「堤ヶ浴道路」（以下本道路と表現）の入り口からの約 83 メートルの区間に対して、拡張整備と適切な歩道の設置を早急に行うことを求める。

本道路は、この住宅地域へ出入りする一本のみの道路[道幅 4m 以内の「二項道路」（みなし道路）であり、大変狭いうえに歩道もない。そのため、歩行者や自転車・自動車等の通行が常時危険にさらされている状態である。早急に改善整備をお願いしたい。

## 2 理由

a. 本道路は、谷あいのこの住宅地より幹線道路につながる唯一の道路であり、住宅の増加（現在 44 軒）と宅地の造成で交通量が急増している。（地域外にある会社の駐車場所もあり。）

b. 幅員（特に幹線道路からの侵入口より 83 メートルの距離区間）が大変狭いため、危険性が極めて高い。軽自動車同士さえすれ違えない道幅であり、待機場所さえもなく、歩行者すら立ち止まって自動車をやりすごさなければならない。※幅員 320cm～360cm。現在は本道路と並行して流れる治和川の上流に砂防ダム建設工事を行っており、その関係車両についてのみ、農地に専用の仮設道路を設置し対応している。

c. 住宅急増のため、未就学児、小学生、中学生、自動車免許証を所持していない大人（高齢者・免許返納者等を含む）も増加している。

d. 住宅急増のため、自家用自動車の増加、工事車両の増加、高齢者ドライバー、介護やデイサービス送迎の車、農作業関係車両など、様々な車両の通行が急増している。県道から本道路に入ってくる車（特に営業・介護関係、タクシーなど）は、減速・確認せずに進入してくることが多く、途中で気づき、どちらかがバックしていく場面が多く見られる。

e. 幹線道路からの入り口（三角地帯）に、ごみステーションが設置しており、朝の通学通勤時には、本道路に出入りする車やごみ捨てのための人、ごみ捨てで停車する車、通学通勤の歩行者で

混雑し、大変危険な状況である。

f. これらの道路状況の中で、多くの事故やトラブル、ケガや車の損傷等が起きている。

g. 幹線道路「県道美川周布線」からの侵入箇所周辺や、工事車専用道路と本道路との合流場所の環境の整備も適切にできておらず、大変危険である。

h. 現在設置している、砂防ダム関係車両専用道路設置期間内での工事着工が必須である。なぜなら、もし本道路の改良工事期間中に一定期間、または時間帯を決めて本道路の通行止めを行うことになると、緊急時における緊急車両の出入り、それに関連する車両の通行ができなくなってしまう。(先日の脱輪事故の時には、復旧までに仮設道路を開放してもらった。)

幹線道路へ出入りをする道が本道路しかないこの地域にとっては、生命に関する重大な問題となる。(現実として緊急車両の出入りは月に 3～4 回程度あり。)

以上のことから、本請願の提出に至る。

※【参考資料】

- (1) 地図 1
- (2) 地図 2
- (3) 道路写真 1
- (4) 道路写真 2
- (5) 道路写真 3

令和6年6月浜田市議会定例会議

## 請 願 文 書 表

| 受理<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 件<br>名                 | 請 願 者                             | 紹介議員                    | 受理<br>年月日 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------------------------|-------------------------|-----------|
| 11                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 学校給食の自然塩（天然塩）使用の請願について | コドモミライいわみ浜田<br>浜田市長浜町<br>代表 宮田 麗子 | 大谷 学<br>布施 賢司<br>村武 まゆみ | R6. 5. 30 |
| 付託委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                        | 審査経過（委員会）                         | 審議結果（本会議）               | 結果<br>年月日 |
| 総務文教委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                        |                                   |                         |           |
| <p>【請願の趣旨】</p> <p>1 願意<br/>学校給食の調理すべてに精製塩ではなく自然塩（天然塩）を使用してほしい</p> <p>2 理由<br/>生物が生きていく上ではミネラルが重要であり特に成長期の子どもたちにとっては大切な栄養素です。自然塩（天然塩）にはカリウム、マグネシウム、カルシウムなどのミネラルが多く含まれているのに対して精製塩は99.5%以上が塩化ナトリウムでできており、不純物を取除く工程によりミネラルはほとんど失われてしまいます。体のしくみにおいて、神経伝達にはミネラルが必須であり、ミネラル摂取の効果として、集中力アップや運動パフォーマンスの向上そして体の成長を助ける役割があると言われてしています。自然塩(天然塩)を用いた献立で調理して頂きたいからです。</p> <p>参考文献</p> <p>「発酵遺産」 三好基晴（医学博士）<br/>河名秀郎（自然栽培全国普及会会長）</p> <p>「自然療法」 東城百合子（自然療法研究家）</p> <p>「医者いらずの食」 内海聡（医師）</p> |                        |                                   |                         |           |



## 請 願 文 書 表

| 受理<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 件 名                                                  | 請 願 者                                                                               | 紹介議員                  | 受理<br>年月日 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------|
| 12                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書の提出について | 島根県自治体労働組合総連合<br>松江市母衣町<br>執行委員長 塩冶 隆彦<br>しまね介護福祉ユニオン BONDS<br>松江市母衣町<br>執行委員長 石田 忍 | 牛尾 昭<br>上野 茂<br>小川 稔宏 | R6. 6. 3  |
| 付託委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                      | 審査経過（委員会）                                                                           | 審議結果（本会議）             | 結果<br>年月日 |
| 福祉環境委員会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                      |                                                                                     |                       |           |
| <p>【請願の趣旨】</p> <p>1 願意</p> <p>今年度に実施された訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、移動時間(あるいは距離)に応じた引き上げを行うとともに、国庫負担割合の引き上げを財源とした介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を提出すること。</p> <p>2 理由</p> <p>「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒り不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。</p> <p>厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことをあげていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。中山間地域においてはサービス対象者が点在して移動時間がかかることから利益率は極めて低い、あるいはマイナスとなっているのが実態です。また、政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。</p> <p>実際に、私たち、しまね自治労連が、今年3月に実施した県内全ての訪問介護事業所への緊急アンケートでは、回答のあった事業所の73%が赤字経営であり、そのうちの87%が、基本報酬引き下げで赤字が拡大するとしています（回答数83事業所/217事業所）。中には、「事業所の閉鎖は時間の問題」との悲痛な声も寄せられています。</p> <p>また、訪問介護は特に人手不足が深刻です。長年にわたり訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15.5倍と異常な高水準です。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。しかし財源の根拠が不明確でベースアップが確実に実</p> |                                                      |                                                                                     |                       |           |

行される根拠はなく、そもそも他産業に比べて極めて低い給与の改善には、ほど遠い水準です。国庫負担割合の引き上げによる財源確保で介護報酬を引き上げ、介護人材の確保を図るべきです。

以上の理由から、上記の請願の趣旨のとおり、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう請願いたします。

## 発議第4号

## 地方財政の充実・強化に関する意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり、浜田市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年6月17日 提出

|     |    |     |   |   |   |
|-----|----|-----|---|---|---|
| 提出者 | 議員 | 小   | 川 | 稔 | 宏 |
| 賛成者 | 議員 | 永   | 見 | 利 | 久 |
|     | 議員 | 川   | 上 | 幾 | 雄 |
|     | 議員 | 岡   | 本 | 正 | 友 |
|     | 議員 | 佐々木 | 豊 | 治 |   |
|     | 議員 | 牛   | 尾 |   | 昭 |

## 地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、感染症対策、D X化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり新たな役割が求められています。加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保することとしてきました。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められます。

このため、2025 年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏みだし、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

## 記

1. 社会保障の充実、地域活性化、D X化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないように、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
5. 「地方創生推進費」として確保されている 1 兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
6. 会計年度任用職員においては 2024 年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
7. 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費まで含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX 化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
8. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
9. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和6年6月17日

浜 田 市 議 会

## 令和 6 年 6 月浜田市議会定例会議の会議予定について

|    |     |     | 期間 | 日程案            | 会場     | 開始時間等    |
|----|-----|-----|----|----------------|--------|----------|
| 6月 | 10日 | (月) |    | 議会運営委員会        | 全員協議会室 | 10時～     |
|    |     |     |    | 議会広報広聴委員会      | 全員協議会室 | 13時30分～  |
|    | 11日 | (火) |    | 総務文教委員会        | 第2委員会室 | 10時～     |
|    | 12日 | (水) |    |                |        |          |
|    | 13日 | (木) |    | 一般質問説明用パネル提出締切 |        | 【締切】 12時 |
|    | 14日 | (金) |    |                |        |          |
|    | 15日 | (土) |    |                |        |          |
|    | 16日 | (日) |    |                |        |          |
|    | 17日 | (月) | 1  | 開会 提案説明 全員協議会  | 議場     | 10時～     |
|    |     |     |    | 全員協議会          | 全員協議会室 | 本会議終了後   |
|    |     |     |    | 総務文教委員会        | 第1委員会室 | 全員協議会終了後 |
|    |     |     |    | 福祉環境委員会        | 第2委員会室 | 全員協議会終了後 |
|    |     |     |    | 産業建設委員会        | 第3委員会室 | 全員協議会終了後 |
|    | 18日 | (火) | 2  | 一般質問           | 議場     | 10時～     |
|    | 19日 | (水) | 3  | 一般質問           | 議場     | 10時～     |
|    | 20日 | (木) | 4  | 一般質問           | 議場     | 10時～     |
|    |     |     |    | 議会運営委員会        | 全員協議会室 | 本会議終了後   |
|    | 21日 | (金) | 5  | 一般質問           | 議場     | 10時～     |
|    | 22日 | (土) | 6  |                |        |          |
|    | 23日 | (日) | 7  |                |        |          |
|    | 24日 | (月) | 8  | 議案質疑           | 議場     | 10時～     |
|    | 25日 | (火) | 9  | 総務文教委員会        | 全員協議会室 | 10時～     |
|    | 26日 | (水) | 10 | 福祉環境委員会        | 全員協議会室 | 10時～     |
|    | 27日 | (木) | 11 | 産業建設委員会        | 全員協議会室 | 10時～     |
|    | 28日 | (金) | 12 | 予算決算委員会        | 全員協議会室 | 10時～     |
|    |     |     |    | 討論通告期限         |        | 【締切】 17時 |
|    | 29日 | (土) | 13 |                |        |          |
|    | 30日 | (日) | 14 |                |        |          |
| 7月 | 1日  | (月) | 15 | 休会             |        |          |
|    |     |     |    | 対抗討論通告期限       |        | 【締切】 13時 |
|    | 2日  | (火) | 16 | 採決             | 議場     | 10時～     |
|    |     |     |    | 全員協議会          | 全員協議会室 | 本会議終了後   |
|    |     |     |    | 議会運営委員会        | 第4委員会室 | 全員協議会終了後 |

## 【補足】

## 1 個人一般質問における議員の持ち時間について

30 分を担保

## 2 質問席及び演壇のマイクの拭き掃除について

拭き掃除なし

## 令和 6 年 6 月浜田市議会定例会議 陳情付託先案について

(陳情受付件数 9 件)

○総務文教委員会 3 件、福祉環境委員会 1 件、産業建設委員会 3 件、  
議会運営委員会 1 件 計 8 件

○委員会へ付託せず、議員配付とする陳情（陳情書取扱基準該当） 1 件

| 陳情<br>番号 | 件名                                                                      | 付託先案      |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 143      | 浜田市の建設工事発注の工事内容取り扱いの陳情について                                              | 総務文教委員会   |
| 144      | 浜田市陸上競技場の出入り口(スロープ)を車いすでも容易に出入りできるように改修するとともに、障がい者用トイレの改修を早急に対応願う陳情について | 総務文教委員会   |
| 145      | 美川小学校建て替えに伴う浜田市道改良の陳情について                                               | 産業建設委員会   |
| 146      | 地籍調査の迅速な実施に関する陳情について                                                    | 産業建設委員会   |
| 147      | 二元代表制に基づく議会のスタンスに関する陳情について                                              | 議会運営委員会   |
| 148      | 職員の謝罪に関する陳情について                                                         | 議員配付 (11) |
| 149      | 市税の滞納者が市のサービスを受けることができないことに関する陳情について                                    | 福祉環境委員会   |
| 150      | 商業支援事業補助金に関する陳情について                                                     | 産業建設委員会   |
| 151      | 石見神楽伝承について課題の整理と目指すゴールの設定・公表について検討を求める陳情について                            | 総務文教委員会   |

※陳情第 133 号「メールで済むことは足並みをそろえて合理化をという陳情について」は、継続審査（付託委員会：議会運営委員会）

浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年浜田市議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第 4 条第 3 号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改める。

第 5 条第 2 号中「保有個人情報」の次に「(前項第 3 号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。)」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



# 新規・改正規程概要説明資料

担当課名称 議会事務局

|   |       |                                                                                                                                              |          |
|---|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 1 | 区 分   | 新規・改正・廃止                                                                                                                                     | 規則・告示・訓令 |
| 2 | 題 名   | 浜田市議会個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示                                                                                                             |          |
| 3 | 目的・理由 | 令和 5 年 12 月の個人情報保護に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。                                                                                           |          |
| 4 | 概 要   | 1 所管する大臣の名称の変更（第 3 条関係）<br>（改正前）厚生労働大臣<br>（改正後）主務大臣<br>2 保有個人情報として取り扱う個人情報に、今後保有個人情報として取り扱うことが予定されているものも含む旨を追記（第 4 条及び第 5 条関係）<br>3 その他規程の整理 |          |
| 5 | 施行期日等 | 公布の日                                                                                                                                         |          |

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（要配慮個人情報）</p> <p>第3条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体上の障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がいがあること。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<b>厚生労働大臣</b>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第4条 条例第11条に規定する個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある_____</p> <p>_____保有個人情報_____</p> <p>_____の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（本人に対する通知）</p> <p>第5条 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前</p> | <p>（要配慮個人情報）</p> <p>第3条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</p> <p>(1) 次に掲げる身体上の障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がいがあること。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<b>主務大臣</b>が定める程度であるもの</p> <p>(2)～(5) 〔略〕</p> <p>（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）</p> <p>第4条 条例第11条に規定する個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)・(2) 〔略〕</p> <p>(3) 不正の目的をもって行われたおそれがある<b>議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）</b>の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</p> <p>(4) 〔略〕</p> <p>（本人に対する通知）</p> <p>第5条 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前</p> |

| 現行                                                                                                                                                                                        | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報_____</p> <hr/> <p>_____の項目</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> | <p>項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報<br/><b><u>（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）</u></b>の項目</p> <p>(3)～(5) 〔略〕</p> |

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する  
規則

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成17年浜田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「4月から9月まで」を「次に掲げる期間」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 4月から6月まで
- (2) 7月から9月まで
- (3) 10月から12月まで

第5条第2項第2号中「10月20日及び翌年度の4月20日（当該交付を受ける額が第3条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた額と同額である場合は、10月20日に限る。）」を「次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに定める日」に改め、同号に次のように加える。

- ア 前条第1号に掲げる期間 7月20日及び翌年度の4月20日
- イ 前条第2号に掲げる期間 10月20日及び翌年度の4月20日
- ウ 前条第3号に掲げる期間 1月20日及び翌年度の4月20日

第5条第3項中「前項」を「第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項第2号の場合において、当該交付を受ける額と既に交付を受けた政務活動費の額（以下「交付済額」という。）の合計が第3条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた額と同額となった場合は、前条第2号に定める日のうち、翌年度の4月20日における提出を求めないものとする。

第7条中「支出額」の次に「と交付額の合計」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 新規・改正規程概要説明資料

担当課名称 議会事務局

|   |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                     |
|---|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1 | 区 分   | 新規 ・ <b>改正</b> ・ 廃止                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <b>規則</b> ・ 告示 ・ 訓令 |
| 2 | 題 名   | 浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                     |
| 3 | 目的・理由 | 令和 6 年 4 月からの政務活動費の交付額の変更に伴い、議員活動のより一層の活性化と充実を図るために交付の時期について所要の改正を行うものです。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                     |
| 4 | 概 要   | <div>1 政務活動費の交付の時期の変更（第 4 条関係）<br/>条例第 4 条ただし書の規則で定める政務活動の期間<br/>（改正前）4 月から 9 月<br/>（改正後）(1) 4 月から 6 月<br/>                  (2) 7 月から 9 月<br/>                  (3) 10 月から 12 月</div> <div>2 収支報告の提出期限の変更（第 5 条関係）<br/>（改正前）10 月 20 日及び翌年度の 4 月 20 日<br/>（改正後）<br/>前条（1）の場合 7 月 20 日及び翌年度の 4 月 20 日<br/>前条（2）の場合 10 月 20 日及び翌年度の 4 月 20 日<br/>前条（3）の場合 1 月 20 日及び翌年度の 4 月 20 日</div> <div>3 その他規程の整理</div> |                     |
| 5 | 施行期日等 | 公布の日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                     |

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成17年浜田市規則第3号）新旧対照表 （下線部分が改正箇所）

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（交付の時期）</p> <p>第4条 条例第4条ただし書の規則で定める政務活動の期間は、<u>4月から9月まで</u>とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>（収支報告）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 条例第6条の規則で定める日は、次の各号に掲げる政務活動費の交付の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 条例第4条ただし書の規定により交付を受ける場合 <u>10月20日及び翌年度の4月20日（当該交付を受ける額が第3条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた額と同額である場合は、10月20日に限る。）</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p><b>3 前項</b>の規定にかかわらず、議長は、政務活動費の交付を受ける</p> | <p>（交付の時期）</p> <p>第4条 条例第4条ただし書の規則で定める政務活動の期間は、<u>次に掲げる期間</u>とする。</p> <p>(1) <u>4月から6月まで</u></p> <p>(2) <u>7月から9月まで</u></p> <p>(3) <u>10月から12月まで</u></p> <p>（収支報告）</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>2 条例第6条の規則で定める日は、次の各号に掲げる政務活動費の交付の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 条例第4条ただし書の規定により交付を受ける場合 <u>次に掲げる期間の区分に応じ、それぞれに定める日</u></p> <hr/> <p><u>ア 前条第1号に掲げる期間 7月20日及び翌年度の4月20日</u></p> <p><u>イ 前条第2号に掲げる期間 10月20日及び翌年度の4月20日</u></p> <p><u>ウ 前条第3号に掲げる期間 1月20日及び翌年度の4月20日</u></p> <p>(3)・(4) 〔略〕</p> <p><b>3 前項第2号の場合において、当該交付を受ける額と既に交付を受けた政務活動費の額（以下「交付済額」という。）の合計が第3条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた額と同額となった場合は、前条第2号に定める日のうち、翌年度の4月20日における提出を求めないものとする。</b></p> <p><b>4 第2号</b>の規定にかかわらず、議長は、政務活動費の交付を受ける</p> |

| 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議員が疾病、天災等の事由により同項各号に定める日までに収支報告書を提出することができない状況にあると認めるときは、市長と協議の上、これを変更することができる。</p> <p>（交付確定）</p> <p>第7条 市長は、条例第6条に規定する収支報告書の提出があったとき（当該収支報告書が条例第4条ただし書の規定により交付を受ける場合に係るものであって、当該収支報告書に記載されている支出額_____が交付決定を受けた額未満であるときを除く。）は、交付すべき政務活動費の額を確定し、政務活動費確定通知書（様式第5号）により、当該収支報告書を提出した議員に対し通知するものとする。</p> | <p>議員が疾病、天災等の事由により同項各号に定める日までに収支報告書を提出することができない状況にあると認めるときは、市長と協議の上、これを変更することができる。</p> <p>（交付確定）</p> <p>第7条 市長は、条例第6条に規定する収支報告書の提出があったとき（当該収支報告書が条例第4条ただし書の規定により交付を受ける場合に係るものであって、当該収支報告書に記載されている支出額<u>と交付額の合計</u>が交付決定を受けた額未満であるときを除く。）は、交付すべき政務活動費の額を確定し、政務活動費確定通知書（様式第5号）により、当該収支報告書を提出した議員に対し通知するものとする。</p> |

浜田市議会議長 様

議員名

調 査 研 究 活 動 申 請 書

下記のとおり調査研究のため、(視察・研修)を(実施・受講)したいので申請します。

記

1. 視察先又は研修先
2. 目的・研修事項(市政との関連、研修名など)
3. 期 間                      年            月            日            :            から  
                                         年            月            日            :            まで
4. 行 程
5. 参加議員氏名(複数で実施又は受講する場合に記入)

-----

-----

-----

-----



# 修正案 1

様式(細則 5-1)

令和      年      月      日

浜田市議会議長    様

議員名

## 調 査 研 究 活 動 申 請 書

下記のとおり調査研究のため、**視察**を実施したいので申請します。

記

1. **視察先及び住所**

2. **視察事項**

3. **視察の目的（市政との関連など）**

4. **期間（移動日を含む）**

令和    年    月    日（    ） ～ 令和    年    月    日（    ）

5. **行 程**

6. **参加議員氏名（複数で実施する場合に記入）**

※行程表等を添付してください。

年            月            日

浜田市議会議長 様

議員名

## 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため(視察・研修)を(実施・受講)したので、その結果を報告します。

## 記

1. 期 間                      年            月            日 (        )        から  
                                    年            月            日 (        )        まで

## 2. 視察・研修内容

### 3. 視察先又は研修先

4. 調査経費 円  
(経費内訳 円、 円)

## 5. 調査研究活動の概要

# 修正案 2

様式(細則 5-2)

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

## 調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので報告します。

### 記

1. 視察先

2. 視察事項

3. 視察の目的（市政との関連など）

4. 期間（移動日を含む）

令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

5. 経費 円

（経費内訳 資料代 円、旅費 円）

6. 視察のポイント・議員活動や市政への反映など

7. 視察内容

（詳細は別紙のとおり）

浜田市議会議長 様

議員名

調 査 研 究 活 動 申 請 書

下記のとおり調査研究のため、(視察・研修)を(実施・受講)したいので申請します。

記

1. 視察先又は研修先
2. 目的・研修事項(市政との関連、研修名など)
3. 期 間                    年            月            日            :            から  
                                 年            月            日            :            まで
4. 行 程
5. 参加議員氏名(複数で実施又は受講する場合に記入)

-----

-----

-----

-----

# 修正案 3

様式(細則 6-1)

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

## 研 修 受 講 申 請 書

下記のとおり研修を受講したいので申請します。

記

1. 研修名

2. 主催者

3. 研修会場及び住所

4. 受講の目的（市政との関連など）

5. 期間（移動日を含む）

令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

6. 行程

7. 参加議員氏名（複数で受講する場合に記入）

※研修の内容がわかるもの（チラシ等）を添付してください。

年            月            日

浜田市議会議長 様

議員名

## 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため(視察・研修)を(実施・受講)したので、その結果を報告します。

## 記

1. 期 間                      年            月            日 (        )        から  
                                    年            月            日 (        )        まで

## 2. 視察・研修内容

### 3. 視察先又は研修先

4. 調査経費 円  
(経費内訳 円、 円)

## 5. 調査研究活動の概要

# 修正案 4

様式(細則 6-2)

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

## 研 修 受 講 報 告 書

下記のとおり研修を受講したので報告します。

記

1. 研修名

2. 受講の目的

3. 期間 (移動日を含む)

令和 年 月 日 ( ) ～ 令和 年 月 日 ( )

4. 経費

円

(経費内訳 受講料 円 、旅費 円 )

5. 研修のポイント・議員活動や市政への反映など

6. 研修内容

(詳細は別紙のとおり)



様式(細則 5-1)

令和      年      月      日

浜田市議会議長    様

議員名

## 調 査 研 究 活 動 申 請 書

下記のとおり調査研究のため、視察を実施したいので申請します。

### 記

1. 視察先及び住所

○○○○○○○○○○ (施設名、自治体名)  
○○県○○市○○町 111-1

2. 視察事項

- ・○○○○○○○○○○について
- ・○○○○○○○○○○について

3. 視察の目的 (市政との関連など)

○○○○○○○○について学ぶことで○○の提言の参考とするため      など

4. 期間 (移動日を含む)

令和    年    月    日 (    ) ～ 令和    年    月    日 (    )

5. 行程

自宅 (高速バス・JR 利用等) → ○○ (研修場所) → (航空機・JR 利用) 自宅

6. 参加議員氏名 (複数で実施する場合に記入)

△△ △△、▲▲ ▲▲、○○ ○○、●● ●●、□□ □□

※行程表等を添付してください。



# 記入例

様式(細則 5-2)

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

## 調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので報告します。

### 記

#### 1. 視察先

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (施設名、自治体名等)  
〇〇県〇〇市〇〇町 111-1

#### 2. 視察事項

- ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇について
- ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

#### 3. 視察の目的 (市政との関連など)

〇〇〇〇〇〇について学ぶことで〇〇の提言の参考とするため など

#### 4. 期間 (移動日を含む)

令和 年 月 日 ( ) ~ 令和 年 月 日 ( )

#### 5. 経費

〇〇,〇〇〇円

経費の内訳は細かく書かずに、  
旅費はまとめてでよい。

(経費内訳 資料代 〇,〇〇〇円、旅費 〇,〇〇〇円)

#### 6. 視察のポイント・議員活動への反映など

視察のポイントや内容をどう議員活動へ反映させるか等を簡潔に記載

#### 7. 視察内容

(詳細は別紙のとおり)

# 記入例

様式(細則 6-1)

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

## 研 修 受 講 申 請 書

下記のとおり研修を受講したいので申請します。

### 記

1. 研修名

○○○○○○○○○○ ～ △△△△△△ ～

2. 主催者

○○○○研修所 など

3. 研修会場及び住所

○○○○○ (施設名等)

○○県○○市○○町 111-1

4. 受講の目的 (市政との関連など)

○○○○○○○について学ぶことで一般質問に生かすため など

5. 期間 (移動日を含む)

令和 年 月 日 ( ) ～ 令和 年 月 日 ( )

6. 行程

自宅 (高速バス・JR 利用等) → ○○ (研修場所) → (航空機・JR 利用) 自宅

7. 参加議員氏名 (複数で受講する場合に記入)

△△ △△、▲▲ ▲▲、○○ ○○、●● ●●、□□ □□

※研修の内容がわかるもの (チラシ等) を添付してください。

# 記入例

様式(細則 6-2)

令和 年 月 日

浜田市議会議長 様

議員名

## 研 修 受 講 報 告 書

下記のとおり研修を受講したので報告します。

### 記

1. 研修名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ~ △△△△△△ ~

2. 受講の目的

〇〇〇〇〇〇について学ぶことで一般質問に生かすため など

3. 期間（移動日を含む）

令和 年 月 日（ ） ~ 令和 年 月 日（ ）

4. 経費

〇〇,〇〇〇円

経費の内訳は細かく書かずに、  
旅費はまとめてよい。

（経費内訳 受講料 〇,〇〇〇円 、旅費 〇〇,〇〇〇円 ）

5. 研修のポイント・議員活動や市政への反映など

研修のポイントや内容をどう議員活動へ反映させるか等を簡潔に記載

6. 研修内容

（詳細は別紙のとおり）

## 浜田市議会政務活動費の交付に関する細則

平成 18 年 2 月 16 日  
改正 平成 19 年 3 月 20 日  
平成 22 年 3 月 18 日  
平成 25 年 3 月 12 日  
平成 25 年 7 月 26 日  
平成 28 年 11 月 25 日  
平成 31 年 3 月 12 日  
令和 2 年 3 月 16 日  
令和 2 年 12 月 16 日  
令和 3 年 7 月 7 日  
令和 6 年 2 月 19 日  
**令和 6 年 6 月 10 日**

浜田市議会運営委員会決定

浜田市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年浜田市条例第 6 号)第 5 条別表政務活動費使途基準の取り扱いについて下記のとおり定める。

- 1 政務活動費をあてることができる経費の範囲は、別表のとおりとする。
- 2 議長は、本細則を改廃しようとするときは、議会運営委員会に諮って了承を得て実施する。
- 3 収支報告書に添えて提出する領収書等証拠書類については、原則原本とし、原本の提出が困難な場合は写しをもってこれに代えることができる。
- 4 議員は、政務活動費を支出したときは必ず領収書(書籍購入などのときは備考欄に題名等の記入をするなど支出内容を明確にする。)を得ることとし、領収書が得られないときは、支出内容を証明する書類(レシートや相手方が発行する支出証明書等)を得ることとする。なお、車賃については、自家用自動車使用簿をもって、これに代えることができる。  
どうしても領収書や支出を証明する書類が得られないときは、証明できるものをもってこれに代えることができる。
- 5 議員が調査研究費を使用して市外への調査研究を行うとき、~~研修会などに参加するとき~~は、議長に調査研究活動申請書を提出し承認を得るものと~~する。またし~~、調査研究活動終了後は 14 日以内に議長に調査研究活動報告書を提出するものとする。
- 6 議員が研修費を使用して研修会を受講するときは、議長に研修受講申請書を提出し承認を得るものとし、研修受講終了後は 14 日以内に議長に研修受講報告書を提出するものとする。

67 議員が政務活動費の交付を受けて調査研究等の活動中に事故等により被害を受けた場合にあっては、公務災害補償の対象にはならない。

78 平成 19 年度分の政務調査費収支報告書提出時から、具体的な支出内容を示す添付資料を提出することとする。

89 議員が要請・陳情活動費を使用して要請・陳情活動を行うときは、議長に要請・陳情活動申請書を提出し承認を得るものとする。また、要請・陳情活動終了後は 5 日以内に議長に要請・陳情活動報告書を提出するものとする。

910 議員が広聴費を使用して意見交換会等を開催したときは、意見交換会等終了後 14 日以内に議長に意見交換会等実施報告書を提出するものとする。

1011 議員が調査研究費、研修費、広聴費、要請・陳情活動費を使用して自家用自動車で市内移動したときの車賃の額は、1 キロメートルにつき 23 円とする。(公務のための旅行に職員の自家用自動車を使用する場合の規定（浜田市職員等の旅費に関する条例第 23 条及び同条例施行規則第 8 条の規定）を準用)。また、この場合、政務活動にかかる自家用自動車使用簿を作成し、議会事務局で確認を受けるものとする。

## 附則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 20 日 一部(7 項を追加及び別表使途基準細目変更)を改正。

平成 22 年 3 月 18 日 一部(5 項中報告書様式を変更、追加及び別表使途基準細目変更)を改正

平成 25 年 3 月 12 日 一部(本則中政務調査費を政務活動費に変更及び 8 項を追加し申請書、報告書様式を新たに規定及び別表を改正)を改正

平成 25 年 7 月 26 日 一部(別表政務活動費をあてることができる経費)を改正

平成 28 年 11 月 25 日 一部(5 項中調査研究活動報告書の提出期限を変更)を改正

平成 31 年 3 月 12 日 一部(3 項を領収書等証拠書類について変更及び別表資料作成費を変更)を改正

令和 2 年 3 月 16 日 一部(別表政務活動費をあてることができる経費中、資料購入費の新聞購読料について変更及び備考欄を設け、宿泊料について追加)を改正

令和 2 年 12 月 16 日 一部(広聴費の意見交換会等の開催に関する事項として 9 項及び様式(細則 9)を追加、別表変更)を改正

令和 3 年 7 月 7 日 一部(様式(細則 4、細則 5-1、細則 5-2、細則 7、細則 8-1、細則 8-2、細則 9)の㊦を削除。※細則 4 は議員の㊦のみ削除)を改正

令和 6 年 2 月 19 日 一部(4 項中車賃にかかる事項を追加、10 項を追加、別表政務活動費をあてることができる経費を変更、様式(細則 10)を追加)を改正。※運用開始は令和 6 年 4 月 1 日からとする

令和 6 年 6 月 10 日 一部(5 項中研修会にかかる事項を削除、研修費にかかる事項を新たに 6 項として追加し次項から 1 項ずつらず。様式(細則 5-1、細則 5-2)を改正し、新たに様式(細則 6-1、細則 6-2)を追加。

## ◆広報費について

1. **引用** 令和2年1月30日開催の全国市議会議長会事務局職員研修会  
講師 弁護士 佐々木基彰氏  
「判例から見る政務活動費の適正支出について」から(抜粋して要約)

### 1 市政報告紙の違法認定の基準

- (1)「市政報告について政務活動費の支出が認められるのは、それが  
**会派の調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について住民に  
報告するためであり**、当該議員個人のPRについて支出につながると認められる見出し、写真及び文章の有無やそれが当該市政報告紙に占める割合や体裁等を総合考慮して、主として議員個人のPRを目的とする場合には、使途基準に適合せず違法というべき」  
(岡山市 H23 年度・高裁判決)

### 2 市政報告紙として適しているもの

- (1)議会報告 (個人質問や代表質問+市の答弁)  
(2)調査研究報告  
(3)市の政策等に関する報告  
(4)市のかかえる課題に対する提言

### 3 市政報告紙の内容として適しているとは言えないもの

- (1)顔写真  
(2)大きな名前  
(3)プロフィール  
(4)選挙公約 (又は抽象的な政策提言)  
(5)選挙直前におけるこれまでの議員活動のまとめ (特に直前 4 年間)  
(6)後援会活動  
(7)コーヒーブレイク的なもの

**上記(1)～(7)の合計を全体の 1/3～1/4 程度に抑えることが、一つの  
目安** (講師の私見)

#### 4 広報誌関係（その他）

(1) 封筒印刷代やラベル購入費等について、「汎用性が高い」として封筒印刷時期と市政報告印刷時期が約 3 か月以上離れているものは、使途基準に合致しないとされた例もある。

（対策）

(2) そもそも、政務活動費は補助金的性質のものであるため、印刷された封筒の使途については、概算でも構わないので明らかにする必要がある。

#### 5 ホームページ作成・管理費関係

(1) ホームページ上の掲載情報量は、市政報告紙などの紙媒体とは比較にならない規模で、また、特定の市民だけでなく、市民全体に知らしめることができるものであり、市政報告紙の郵送やポスト投函等の費用と比較しても明らかに安価に広報することが可能であり、近年はかかる費用の政務活動費での支出も問題となっている。

(2) 裁判所の判断基準は基本的に市政報告紙の場合と大きく異ならない。「市議会における質疑応答部分の記載はあるものの、写真付きプロフィールや挨拶文、政治理念及び政策、ブログ等へのリンクも相当部分を占めており、これらは議員個人の PR を目的としていることから、**市政報告部分と議員個人の PR 部分が混在しており、具体的比率が判明しないので 50% 按分した限度で支出を認める。**」



# 政務活動費に関する Q & A

## (参考指針)

平成 3 1 年 2 月  
全国市議会議長会

### 3 広報費

会派（議員）が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費（広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等）

Q 広報費に対する支出について、どのような点に留意すべきですか。

A 広報費については、政務活動と議員や会派のPRを目的とする活動など政務活動以外の活動が併存する可能性があります。

広報費に対する政務活動費の支出については、広報活動を通じて、住民の要望、意見等を把握することにつながると考えられるため、判例等はこれを認めていますが、その費用が専ら政務活動のためであることが立証されない場合は按分することとし、その割合については、多くの判例等が50%を基本としています。

ただし、50%以下であれば常に支出が適法とされるわけではないことに注意が必要です。事例によっては、これとは異なる割合を示した判例等もあります。例えば、政務活動と認められる事項が記載されていても、PRと思われるような要素（写真やプロフィールなど）が紙面の目立つところに掲載されていたり、多くの部分を占めている場合など、広報としての目的ではなく、会派や議員の宣伝を目的で作成されたものと判断され、その全額が返還の対象となっています。

また、広報紙に議員の顔写真を掲載することについて、以前の判例等は、具体的な基準等に関する判断を示すことなく、これを認めていました。しかし、近年は、掲載状況等を検証した結果、宣伝活動の一つとみなし、これを按分の対象とする判例等があります。さらに、広報紙の配布自体を選挙活動の一部が混在する行為とする判例等もあります。

議員個人の写真やプロフィール等を広報紙に掲載するのは必要最低限にとどめ、掲載する際は、掲載方法やその内容などから、広報紙に掲載することへの必要性について裁判で立証できるのか十分な検討が必要と考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

#### 【平成16年（行ウ）第37号（平成18年7月11日 千葉地裁）】

顔写真の掲載については、会派の所属議員を明確にする意味及び広報を掲載することに責任を持つ観点からも、所属議員を市民に知らせるために許されるものといえ、「広報費」としての本件使途基準の観点から問題となることはない。

#### 【平成24年（行ウ）第66号（平成26年3月26日 横浜地裁）】

原告は、議員本人の写真や似顔絵が掲載されている広報紙は事前運動等の公職選挙法違反であるから費用を按分すべきであり、2分の1を超える部分は目的外支出であると主張する。しかし、写真や似顔絵を載せるだけで公職選挙法違反になるとは解されないし、写

真等を載せることは発行者ないし作成者を示す意義も有し、これらが掲載されていることのみで一律に議員個人の宣伝目的を併有すると認めることはできないから、原告の主張を採用することはできない。もっとも、写真の大きさや使い方によっては議員個人の宣伝目的といわざるを得ない場合もあると考えられるが、どの程度であればそのように言えるかは個別具体的に検討せざるをえない。

**【平成24年（ワ）第530号（平成27年1月13日 長崎地裁）】**

本件広報誌の表紙や本文には、A議員の氏名、写真及び似顔絵、住所、経歴などのプロフィールが大きくあるいは目立つようにレイアウトされ（とりわけ、本件広報誌の表紙につき顕著である。）、表紙の下部には「市政へのご相談などは、A（住所と携帯番号が記載）まで」との記載があることが認められ、これらによれば、本件広報誌等の作成費用には、**政務調査活動としての市政活動等の広報を行うために要する経費だけではなく、実質的には、それ以外のA議員の政治活動のための経費が含まれていると推認される。**

そして、A議員からは、当該支出のうち政務調査活動に支出した割合についての合理的な説明がないから、その2分の1は目的外支出というのが相当である。

**【平成28年（行コ）第2号（平成29年3月30日 広島高裁）】**

**【原審：平成25年（行ウ）第12号（平成28年4月27日 岡山地裁）】**

A議員の市政報告紙（全2頁）は、1頁目の全面にわたってA議員の写真が大きく掲載されるとともに、A議員の目指す市政等が記載されていると認められ、こうした記載に、会派の調査研究及び議会活動並びに市の政策について住民に報告し、PRするという実質を認めることはできない。そして2頁目について見ても、市の選挙人名簿登録者数等が記載されているところ、こうした記載にも上記の広報の実質を認めることはできない。このように、上記市政報告紙は、市の平成23年度補正予算や防災対策等の市政に関する広報に関する記載もあると認められるものの、おおむねその半分以上がA議員個人に関する記載で占められていること等に照らすと、上記市政報告紙に係る支出は、主として、A議員のPRを目的とするものと認めざるを得ないから、使途基準に適合しないというべきである。

そうすると、上記市政報告紙に係る作成費等は、1審原告が求める50%の限度で、返還の対象となるというべきである。

**【平成26年（行ウ）第15号（平成30年1月31日 岡山地裁）】**

上記市政報告紙（全2頁）は、1頁目においては、複数の当該議員の写真の掲載並びに当該議員のあいさつ及び市政報告会が開催された旨の記載が主であり、調査研究活動との関連性が不明な内容であるほか、2頁目においても、**市議会における個人質問の内容等が記載されているものの、中心に大きく当該議員の写真が掲載されている**ことが認められる

から、主として当該議員個人のPRを目的とするものと認められる。

したがって、上記各支出は使途基準に適合しないというべきであり、その全額について、返還の対象となる。

**【平成29年（行コ）第5号、同第13号（平成30年2月8日 仙台高裁）】**

**【原審：平成25年（行ウ）第11号（平成29年1月31日 仙台地裁）】**

当該議員の写真、似顔絵や挨拶文、プロフィールについては、必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえず、むしろ、当該議員自身について広くアピールするための掲載内容であって、選挙活動や後援会活動に類する性質を有するということができる。そして、調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めていることからすれば、当該議員レポートの印刷に要した経費は、調査研究活動以外の目的が併存し、按分割合を合理的な方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

この点について、当該議員は、広報誌の紙面全体に占める同人の写真、似顔絵及びプロフィールの割合は1割程度であるから、調査研究活動に関連しない部分が紙幅の相当程度を占めているということとはできないし、仮にそうでないとしても、本件使途基準に合致しない違法な支出と認定するのは、広報誌に係る支出額の1割を限度とすべきであると主張する。

しかしながら、当該議員の広報誌に記載された挨拶文についても、必ずしも調査研究活動との間に合理的関連性が認められるとはいえない所信表明を含む内容のものとなっていることや、上記写真、似顔絵、挨拶文及びプロフィールが、特に読者の目を引き易い広報誌の冒頭及び末尾に掲載されていること等に鑑みると、単に紙面全体に占める面積の割合が数量的に少ないことをもって紙幅の相当程度を占めていないと判断することは相当ではなく、また上記割合により単純に按分した額をもって本件使途基準に合致しない違法な支出とすることも相当でないから、当該議員の主張は採用できない。

**【平成29年（行コ）第31号、同第172号（平成30年3月27日 大阪高裁）】**

**【原審：平成27年（行ウ）第15号（平成28年12月27日 奈良地裁）】**

会派、議員が行う県政の政策等に関わる情報とはいえない記事や写真については、その内容や大きさ、配置からみて県政の政策等に関わる記事との間に合理的な関連性を有することが明らかな場合か、あるいは県政の政策等に関わる情報との合理的な関連性があると説明されている場合であれば、県政の政策等に関わる情報の一部を構成するものといえ、按分を要しないと解される。議員のプロフィールも、県政の施策等に関する情報の発信者を説明するものとして相当な範囲に収まり、当該情報と合理的な関連性があると認識できる限度においては、同様に解することができる。

これを本件についてみるに、A議員の広報紙には、1頁目にA議員の県議会活動を報告

した部分と2頁目の末尾に議員活動を報告した部分（いずれもその記事の内容に係る写真を含む）があり、これらはその内容を通じて県政の施策等に関わる情報といえることができるが、その他の①A議員の全身の写真、プロフィール、②政治信条及び③「近年の政治の動向と小選挙区制の是非」との記事は、県政に関する施策等に直接関わる情報ではなく、前記の県政に関する施策等に関わる記事との間に合理的な関連性があると認識できるものでもなく、単にA議員を宣伝するものにすぎないといえることができる。

したがって、本件手引の用途基準の考え方に則り、前記①ないし③の記事が前記広報紙の約半分を占めていることが認められることなどを考慮し、前記広報紙の印刷費等のうち2分の1について政務活動費を充当することができるが、その余の部分に政務活動費を充当したことは本件用途基準に適合せず、違法であるといえることができる。

B議員の広報紙には、①B議員の写真、プロフィール、②地元高校の甲子園出場に関する記事や③「参議院選挙結果と先送りされた課題」と題する記事が掲載されていることが認められる。そのほかの1頁の最下部及び2頁には県議会の質疑の内容、3頁には県会議員としての活動状況の記事が掲載され、これらは県政の施策等に関わる情報であるといえることができる。前記①の写真やプロフィールもその配置や大きさからして、紙面の多くを占める県政の施策等に関わる情報の発信者を特定・紹介するものとして合理的な関連性があるものと認識することができる。

他方、前記②及び③は、県政に関する施策等に関わる情報とはいえず、その内容からみて県政の政策等に関わる記事との間に合理的な関連性を有することが明らかであるともいえず、県政の政策等に関わる情報との合理的な関連性があると説明されているものでもない。

したがって、本件手引の用途基準の考え方に則り、前記②及び③の記事が前記広報紙の約100分の7を占めることが認められることなどを考慮し、前記広報紙の印刷代等のうち100分の93について政務活動費を充当することができるが、その余の100分の7に相当する部分に政務活動費を充当したことは本件用途基準に適合せず、違法であるといえることができる。

#### 【平成29年（行ウ）第9号（平成30年4月11日 神戸地裁）】

会派広報は、当該会派の議会における活動又は市政についての報告等を内容とするものであれば、これを発行して配布することは、市政の課題を解決し、市民の意思を市政に反映させる契機になることから、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たるといえることができる。

これに対し、当該会派に所属する議員個人の情報を会派広報に掲載することは、当該議員の存在を周知ないし宣伝してその知名度を上げ、次の選挙で当該議員を当選させやすくするという選挙活動の側面を有するから、原則として当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たらないといえるべきである。もっとも、当該会派の議会における活動等を報



告するに当たっては、当該会派に所属する議員の情報を併せて報告した方が、その目的を達成するためには効果的な場合もあり得ないわけではないと考えられる。

以上を総合的に考慮すると、①会派広報の発行及び配布は、その紙面が専ら当該会派の議会における活動又は市政についての報告等（以下「会派活動報告等」という。）を内容とするものであった場合には、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たり、その作成に要する経費（印刷代金、作成費等）の全額につき政務活動費を充てることができる。したがって、この場合には、会派広報の作成に要する経費に政務活動費を充てた当該会派は、当該充当額の全額につき、法律上の原因なく利益を受けたとはいえないと解される。

他方で、②会派広報の発行及び配布は、その紙面に会派に所属する議員個人の氏名若しくは役職等の情報またはその写真（以下「議員個人情報等」という。）が掲載されている場合において、当該会派広報の全体の趣旨、目的に加え、議員個人情報等の紙面に占める割合等を総合的に考慮して、専ら会派活動報告等を内容とするものとはいえず、会派活動報告等と、当該議員の存在の周知又は宣伝を目的とする議員個人情報等が混在していると評価されるときは、会派活動報告等に相当する部分については、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たるということができるが、議員個人情報等に該当する部分については、これに当たるということはできない。したがって、この場合には、会派広報の作成に要する経費（印刷代金、作成費等）のうち会派活動報告等に相当する部分（その割合に応じて按分した額）に限り、政務活動費を充てることができる。

**【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】**

**【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】**

広報紙やホームページの内容に、調査研究の前提として必要とされる広報活動に該当する部分と、議員個人の宣伝や後援会活動、政党活動、選挙活動に該当する部分が併存する場合、適切な比率により按分がなされて政務調査費が充当されている必要がある。ただし、**議員の行う公的活動には政務調査活動と政務調査以外の政治活動があり**、ホームページにおいても、通常は、政務調査活動についてスペースを割いていると推認される一方で、政党活動や議員個人の宣伝等、政務調査に関するものとはいえない情報にもスペースが割かれていると推認されるから、特段の事情が立証されない限りは、50%で按分し、その限度を超えた支出は違法というべきである。

**【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】**

**【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】**

一審原告は、県政報告には、政務調査に関連する側面はあるが、議員としてのアピール、政治活動の側面が強いから、専用面積により按分するのは妥当ではないと主張する。

しかし、証拠によれば、上記県政報告に上記側面があるとしても、県政報告部分の記載内容は県政報告そのものであることが認められるから、専用面積により按分するのが相当

である。

**Q ホームページの開設、管理費に対する支出について、どのような点に留意すべきですか。**

A ホームページの開設、管理に係る経費に対する支出について、判例等は、政務活動費の支出を認めていますが、広報紙と同様に按分することを基本としています。按分割合については、証拠上、これが不明な場合、2分の1とする判例等が多くあります。

また、ホームページの更新料等について、支払時期が到来した年度の翌年度にこれを支出することを認める判例等がありますが、資料購入費等で説明しているとおり、各市議会の判断でできるだけ当該年度の分は当該年度の政務活動費で対応する方式を基本とすることも考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

**【平成22年（行コ）第242号（平成22年11月5日 東京高裁）】**

**【原審：平成19年（行ウ）第45号（平成22年6月9日 横浜地裁）】**

政務調査費の交付を受けた各会派は、その自律的な判断により、例えば、政務調査費の支出の計上時期を現金の支出時とする基準（現金主義）を採用することも許される。地方自治法その他の関係法令に、そのような取扱いを禁止する定めがないからである。そして、控訴人補助参加人（会派）は、このような現金主義を採用しているものとみられる。被控訴人らは、平成16年度に支払時期が到来したものに平成17年分の政務調査費を充てることはできないと主張するが、そのように解すべき法的論拠はない。そうすると、前年度（平成17年3月分）のホームページ更新料、ブログ費用及びドメイン利用料の合計10万7100円を平成17年4月12日に平成17年度の政務調査費から支出することについて、被控訴人の主張するような違法の問題は生じない。

**【平成23年（行ウ）第21号（平成27年1月20日 岡山地裁）】**

議員のホームページ開設・管理のためのパソコン用ソフト購入費、管理料、議員のホームページ開設のためのレンタルサーバーのドメイン取得料について、議員個人のホームページは、市政の調査研究活動以外の活動のためにも用いられ得るものであって、当該ホームページが専ら市政の調査研究活動を目的としたものであるとか、専ら市政の調査研究以外の活動を目的としたものと認めることはできないから、50パーセントで按分し、その限度で政務調査費として支出することが許される。

【平成29年（行コ）第5号、同第13号（平成30年2月8日 仙台高裁）】

【原審：平成25年（行ウ）第11号（平成29年1月31日 仙台地裁）】

当該議員のホームページは、市の施策についての情報を含んでおり、調査研究活動との合理的関連性を一定程度有するといえるものの、当該ホームページのホーム画面には同議員の写真と共に同議員の所信表明を内容とする挨拶文が掲載されており、当該ホームページを閲覧する者が最初にこの画面を目にするほか、詳細なプロフィールの画面が設けられており、これらの部分については調査研究活動との間に合理的関連性があるものとはいえず、むしろ、当該議員自身について広く世間にアピールするための掲載内容といえる。そして、そうした部分がホームページの相当程度を占めていることからすれば、そのホームページの維持管理に要した費用は、支出に調査研究以外の目的が併存し、按分割合を合理的方法により算定できない場合に当たり、少なくとも支出額の2分の1が違法であると認められる。

【平成29年（行コ）第125号、同171号（平成30年2月22日 大阪高裁）】

【原審：平成26年（行ウ）第57号（平成29年4月25日 神戸地裁）】

県においては、当該年度に交付された政務活動費等は、当該年度に生じた必要な経費にのみ充てることが予定されているというべきであって、任期中の政務活動等であれば、政務活動費等が交付された年度にかかわらず充当することができるとの規律になっているものではないから、採用することができない。

【平成29年（行コ）第31号、同172号（平成30年3月27日 大阪高裁）】

【原審：平成27年（行ウ）第15号（平成28年12月27日 奈良地裁）】

ホームページを通じて議員の県議会活動及び県政に関する政策等を県民に知らせることは、県政に対する県民の意思を的確に収集・把握することを可能にし、議員の調査研究活動に資するものであるところ、ホームページが更新されなかったとしても、当然に、県民への情報提供や意思表示等の必要が生じた場合に直ちにホームページに掲載できるよう備える必要がなかったとか、過去に発信した情報を閲覧可能の状態に置くことに意味がなかったなどということとはできないのであって、その維持管理のために支出した費用に政務活動費を支出することは適法である。

【平成29年（行コ）第229号（平成30年5月24日 東京高裁）】

【原審：平成23年（行ウ）第8号（平成29年6月29日 宇都宮地裁）】

ホームページ更新費は、広報費に該当する支出であると考えられるが、広報費として上記支出を見た場合、その内容を分析し、政務調査に係る部分とそうでない部分を分けし、政務調査費に係る部分を按分して支出する必要があるところ、証拠上按分した形跡は見当たらず、また、上記ホームページ中には、A議員の議会活動及び県政に関する政策等



の広報活動も含まれているといえるものの、証拠上、按分割合が不明であることから、2分の1を超えて政務調査費から支出することはできないというべきである。

**Q 切手や葉書の購入費に対する支出について、どのような点に留意すべきですか。**

A 切手を広報紙の送付等に用いることについて、判例等は、これを認めています。しかし、切手は、汎用性があるために政務活動以外の目的に利用される可能性もあります。専ら政務活動に利用されているということが立証されない場合、広報紙の作成に関する費用と同様にこれを按分する判例等があります。

また、先に述べたように切手の汎用性のほか、その換金性についても考慮しておく必要があります。

年度末に切手を大量に購入し、それを翌年度に利用することについて、違法ではないとする判例等があるものの、残余として返還すべき政務活動費の金額を少なくするために、意図的に次年度分の費用を当該年度分として計上する手法を用いたと判断され、これを違法とする判例等があります。近年の政務活動費に関する不適切な支出とされる事例があることを意識した司法の判断と推察することができます。

切手の購入については、資料購入費における書籍等の年間購読費のように、各市議会の判断でできるだけ必要な時に必要な数量を購入し、年度内に使い切るという運用を基本とすることも考えられます。

具体的な事例として、次の判例等があります。

**【平成25年（行ウ）第677号（平成28年3月11日 東京地裁）】**

年賀はがき、暑中見舞いないし残暑見舞い用の夏はがき及び慶事用の切手の購入並びに議長就任あいさつ用のはがきの送付に係る経費であることが報告されていることが認められる。これらは議員の調査研究の端緒となることが通常想定し難い郵便に係るものであって、政務調査活動との合理的関連性を明らかに欠くものの購入に係る支出であり、使途範囲外支出であることが事実上推認される。そして、これを覆すに足りる被告（区長）及びA会派の立証主張はないことからすると、上記支出は、使途範囲外支出であると認められる。

**【平成27年（行コ）第2号、同第9号（平成28年6月22日 仙台高裁）】**

**【原審：平成22年（行ウ）第13号（平成26年11月27日 仙台地裁）】**

切手はその性質上、適宜必要に応じて使用することができるものであり、一般的、外形的事実からは、調査研究活動以外の活動にも利用されていることが推認されるというべきであるところ、A会派は、上記切手は、政務調査活動の成果である議会活動報告紙の発送費用であると主張するが、これを裏付ける客観的資料は認められず、上記切手が調査研究

活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されているということとはできないから、上記切手代は、その2分の1を超えて政務調査費から支出することは許されないというべきである。

【平成28年（行コ）第413号（平成29年3月14日 東京高裁）】

【原審：平成26年（行ウ）第62号（平成28年10月26日 さいたま地裁）】

同条例は、政務活動費の交付を受けた議員はその交付を受けた年度内に当該政務活動費を支出することを予定しているものである。そして、当該議員が平成25年度の政務活動費から同年度内に代金を支払って切手を購入したことが同条例に反するものではなく、当該政務活動費の交付に係る被控訴人の財務会計上の行為に瑕疵があったとも認められない。

控訴人らが指摘する本件指針における年度をまたぐ支払についての記述は、同条例の上記定めを前提として、当該市議会議員が実際に政務活動費の支払をした時点で当該政務活動費の支出があったものと処理することを原則とする（現金主義）が、年度末が支払期日である光熱費等につき年度末が休日等でやむを得ず4月1日以降（翌年度）に支払をした場合には、例外として3月分（3月31日までの年度）の政務活動費の支出として処理する旨の取扱いを定めたものであるところ、当該議員は平成25年度の政務活動費を同年度中に支払ったものであるから、これは、本件指針が定める例外的取扱とは関係なく、本件指針に反するものではない。なお、平成25年度の政務活動費で購入した切手を当該議員の同年度中の広報広聴活動に使用することが望ましいかどうかはともかく、同条例上その使用時期を定めた規定はなく、また、当該切手を平成26年度に使用することが地方自治法208条に定める会計年度独立の原則に反しないことは引用に係る原判決の判示するとおりである。

【平成25年（行ウ）第811号（平成29年4月27日 東京地裁）】

平成23年度の最後の議会報告が発行された時期よりも約2週間も後である平成24年3月8日に1000枚の80円切手が購入されていることからすれば、これも議会報告の送付とは関係なく購入されたものと認めるのが相当であり、議会報告の郵送のために購入したという会派の主張は直ちに信用することができないというべきである。そうすると、切手の購入については、上記のような本件における会派の主張立証の状況をも踏まえると上記各切手の購入の時期等に係る外形的事実をもって、それらの購入に係る支出が本件使途基準に適合しないことが一応推認されるというべきである。

D議員は、1回に郵送する議会報告は約1万部であり、上記各切手をその郵送のために用いた旨証言等するが、同証言等によっても上記各支出の購入時期等の外形的事実について合理的な説明がされているとはいえず、その他、上記推認を覆すに足る証拠はない。

一方、会派は、はがき代について、購入した議員がはがき版の議会報告を送付するために購入したと主張し、D議員もこれに沿う証言等をするところ、原告が指摘する平成24

年度以降に議会報告を行ったはがき代が政務調査費から支出されていないという点を考慮したとしても、A会派の所属議員が政務調査費から支出せずに購入したはがきによる議会報告を行っている可能性もあるのであるから、平成24年度以降に政務調査費から議会報告のためのはがき代が支出されていないという事実をもって、はがき代の支出が本件使途基準に適合しないものであることを推認させる一般的、外形的な事実が立証されたとまでは認められないというべきである。

以上によれば、本件使途基準に適合しない違法なものと認めるのが相当である。

【平成29年（行コ）第125号、同171号（平成30年3月22日 大阪高裁）】

【原審：平成26年（行ウ）第57号（平成29年4月25日 神戸地裁）】

当該切手を当該年度内に使用し切らなくても差し支えないこととすれば、政務活動費等の剰余金の返還を免れることが容易になり（この点、当該切手を売却することにより換金し、広報広聴活動以外の経費に充てることも不可能ではない。）、年度単位で収支計算がされる政務活動費の制度趣旨に反する結果を招来するおそれが高いといわざるを得ない。このことは、県において、平成26年10月1日以降、政務活動費を切手の購入に充てることが原則として禁止されていることから明らかである。

以上のとおり、改正前条例及び改正後条例の趣旨からすれば、当該年度に購入した切手を当該年度に使用しなかった場合には、当該年度の政務活動費等を上記切手の購入に要した費用に充てることはできないというべきである。

これに対し、被告人及び参加人らは、①手引において禁止されていないこと、②議員の活動は年度ごとに完結するものではなく、任期中継続して行われることからすれば、政務活動費等により購入した切手を翌年度以降に繰り越して使用することは当然予定されている旨を主張する。

しかし、上記①についていえば、手引に記載がないことをもって、法令上当然に許容されているということにはならない。

また、上記②についていえば、たとえ議員の活動は年度ごとに完結しない継続的なものであるとしても、政務活動費等の収支計算が年度単位で行われるものである以上、政務活動費等により購入した切手を翌年度以降に繰り越して使用することは許されないというほかない。このように解しても翌年度に行う広報活動又は広報広聴活動のために必要な切手の購入費用は、翌年度に交付される政務活動費等から支出することができるのであるから、議員活動に支障が生じるということもできない。（中略）

また、控訴人は、年度末の時点で未使用の切手が存在したとしても、当該切手が次年度以降に広報誌等の郵送のために使用されていれば、使用された時期が次年度以降になったとしても、利益は現存しないことになる旨主張するが、年度末の時点で未使用の切手を次年度以降に使用することは違法であり、次年度以降の郵送には当該年度の政務活動費が充てられるべきであるから、次年度以降の切手の使用によって利益が現存しないことになる

と解することはできないというべきである。

◆政務活動費(広報費)の取り扱いについて(～島根県市議会議長会事務局職員研修会での課題を踏まえ～)

※R020310特別委員会の資料を改良

[illegible]

## 予算決算委員会での質疑について

会派での協議内容

|                                                                                     | ① 3月補正及び当初予算審査<br>9月決算審査                                                       | ② 6月、9月、12月補正予算審査                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【現 在】                                                                               | <b>事前通告制</b><br>①一問一答方式(回数制限なし)<br>②発言通告のあった事業番号ごとに、委員長が、事前に通告した議員を議席番号の若い順に指名 | <b>事前通告なし</b><br>①一問一答方式(回数制限なし)<br>②質疑する議員は、最初に挙手し、正副委員長が確認後、発言順(議席番号の若い順)を発表し、委員長が順番に指名する<br>③最初に挙手していなかった議員は、質疑できない |
| 【変 更 案】                                                                             | <b>事前通告制</b><br><b>現在と変更なし</b>                                                 | <b>事前通告なし</b><br>①一問一答方式(回数制限なし)<br>※現在と変更なし<br>②他の常任委員会と同様、質疑をする議員は挙手し、随時、委員長が指名する<br>③最初に挙手していなくても、必要があれば、随時質疑できる    |
| <b>以下は、従来と変更なし</b><br>①審査は、会計ごとの、歳入・歳出の事業ごとに審査する<br>②質疑終了後は、前の議題(事業)に戻って質疑することはできない |                                                                                |                                                                                                                        |

各会派からの意見

| 会派名   | 見直し可否 | 見直し内容                                                                                                                                                     |
|-------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 山水海   | 必要    | <b>①上記の変更案のとおり</b><br><b>②上記の変更案のとおり</b>                                                                                                                  |
| 超党みらい | 不要    |                                                                                                                                                           |
| 創風会   | 必要    | <b>①3月補正及び当初予算審査、9月決算審査について、建前は事前通告制であるが、審議を深めるために</b><br><b>「③通告が無くても、挙手により理由を説明して委員長が認めた場合は質疑ができる」としたらどうか。</b><br>※通告で出てきた質疑項目に限る<br><b>②上記の変更案のとおり</b> |
| 公明クラブ | 必要    | <b>①事前通告をしなかった人も、項目ごとの最後に質問できるようにする。これまで通りの方法で、すべての通告質疑が終わってから他の議員の質疑を受け付ける。</b><br>※通告で出てきた質疑項目に限る<br><b>②上記の変更案のとおり</b>                                 |



## オンラインで提出された請願・陳情の取扱いについて

### 1 議会に係る手続のオンライン化について

地方自治法の「地方議会に係る手続のオンライン化」に係る規定が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、住民から地方議会への請願書の提出や、地方議会から国会への意見書の提出といった様々な手続をオンラインで行うことが可能となった。

### 2 オンライン化の経緯

第 33 次地方制度調査会「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」（令和 4 年 12 月）において、議会に関連する手続は「多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、一括して、オンラインによることを可能とすべきである」とされたことを踏まえ、地方自治法の改正が検討されることとなった。

なお、同答申では、デジタル技術について、「議会運営の合理化や利便性の向上のために導入するにとどまらず、多様な人材の議会への参画や住民に開かれた議会の実現に資するよう積極的に活用されることが期待される」としている。

### 3 オンライン化の対象となる主な手続（住民が議会へ提出するもの）

#### (1) 手続の種類

##### ア 請願

- ・国民に認められた憲法上の権利であり、国はオンライン化が可能となる代表的な手続として例示
- ・地方自治法の規定により、地方議会に対する請願には議員の紹介が必要とされており、具体的な手続は市議会会議規則に規定

##### イ 陳情

- ・議員の紹介が必要ないことが請願と異なるが、請願と併せてオンライン化を検討すべきもの
- ・浜田市議会における提出や処理方法は市議会申し合わせ事項に規定

#### (2) オンラインによる提出方法（現時点で想定されるもの）

##### ア 電子メール

##### イ 電子申請システム（しまね電子申請サービス、マイナポータル）

## 4 浜田市議会における協議経過

令和 6 年 4 月 19 日の議会運営委員会において、住民が議会に関わる機会を広げ、議会運営の合理化を図る観点から、浜田市議会として手続のオンライン化を進めることを決定した。

## 5 各議会におけるルールの作成

- (1) 各議会が実際にオンラインによる方法を採用する場合には、会議規則と委員会条例を改正するとともに、具体的な方法を定める規程を新たに制定する必要がある。
- (2) 本人確認、議会への提出等の具体的な方法は、各議会において個別に定める必要がある。（電子署名と電子証明書の添付が原則だが、議長が指定する方法により本人確認をするための措置を講ずる場合には、これらを求めないことができる。）

## 6 ルール作成に当たっての考え方（参考：都道府県議会デジタル化専門委員会資料）

- (1) オンライン化の検討は、事務フローの見直しと併せて行うべきである。
- (2) オンライン化は、住民と議会間の手続における利便性の向上等を進めることにより、住民からの負託に一層応えていくために行われるべきであり、オンライン化によって却って手続が面倒になってはならない。
- (3) 利便性・効率性、公開性・透明性、秘匿性、真正性等の確保をバランスよく組み合わせることが重要である。
- (4) 本人確認については、従前の紙による手続や運用で、どの程度厳格なレベルで行っていたかをベースとして議論することが考えられる。

## 7 請願・陳情のオンライン提出に係る課題

### (1) 請願・陳情共通

- ア 必須要件である請願者・陳情者、紹介議員の「署名又は記名押印」をどうするか。  
→ 会議規則を改正すれば記名のみとすることが可能
- イ いつの時点で提出されたとみなすか。  
→ 地方自治法を参考に、議会の受信日時としてはどうか。
- ウ ホームページでの氏名等の公表の意思をどのように確認するか。  
→ 承諾書類を添付してもらってはどうか。



エ 請願者・陳情者の本人確認をどのように行うか。

→様々な本人確認の方法があり、厳格さに段階がある。6(4)のとおり、それまでどの程度厳格に行っていたかを基準に検討してはどうか。

【現在の運用】

①対面による提出：身分証明書の提示は求めているが、面識による本人確認をしている。

②郵送による提出：本人確認はしていない（審査せず配付のみ）

(2) 請願

ア 紹介議員であることの確認について

→対面提出の場合と同様に、議会事務局が当該議員に確認する。

イ 請願者と紹介議員のどちらから議会に提出してもらうか。

→対面提出の場合と同様に、どちらからでも良い。

ウ 審査・審議について

→オンライン提出を可とするのであれば審査・審議する。

エ 郵送で提出された請願をどのように扱うか。

→現在は請願の郵送提出は想定していない。（紹介議員が提出することができするため）

(3) 陳情

ア 処理方法をどのようにするか。

→議会運営委員会で協議中だが、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点、住民の利便性向上の観点からの議論が必要

イ 意見書の提出を求める陳情はどうするか。

→郵送の場合と同様に、受付のみで議長預かりとするか。

ウ 郵送で提出された陳情をどのように扱うか。（現在は審査せず配付）

→オンライン提出と郵送提出を同列に扱うことについては全会派の意見が一致しているが、処理方法は議会運営委員会で協議中

【現在の運用】 ※浜田市議会申し合わせ事項（陳情）

7 意見書提出を求める陳情は受理しないこととし、請願による提出を依頼する。郵送等で意見書提出を求める陳情を提出の場合は、受付のみとし、議長預かりとする。

8 郵送による陳情書、要望書等は、関係委員会にその写しを配付する取扱いとする。（ただし、上記7のとおり意見書提出を求める陳情は議長預かりとする）

## 令和 7 年度議員改選に向けた議員定数に係る協議について

各会派からの意見

| 会派名   | 協議の可否 | 協議する<br>委員会 | 備考                        |
|-------|-------|-------------|---------------------------|
| 山水海   | 必要    | 議会運営委員会     |                           |
| 超党みらい | 不要    |             |                           |
| 創風会   | 必要    | 議会運営委員会     |                           |
| 公明クラブ | 必要    | 議会運営委員会     | 会派としては現時点で見直しが必要とは考えていない。 |